

子ども・子育て支援新制度に関する用語定義

用語	定義・概要
子ども・子育て関連3法	①「子ども・子育て支援法」(以下、法といいます。) ②「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供に関する法律の一部を改正する法律」(認定こども園法の一部改正) ③「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関連法律の整備等に関する法律」(関係法律の整備法:児童福祉法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律ほかの一部改正)
市町村子ども・子育て支援事業計画	5年間の計画期間における幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての需給計画をいい、新制度の実施主体として、特別区を含めた全市町村が作成することになります。(法第61条)
市町村等が設置する「子ども・子育て会議」	法第77条第1項で規定する市町村が条例で設置する「審議会その他合議制の機関」を言います。
子ども・子育て支援	全ての子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、国若しくは地方公共団体又は地域における子育ての支援を行う者が実施する子ども及び子どもの保護者に対する支援(法第7条)
教育・保育施設	「認定こども園法」第2条第6項に規定する認定こども園、学校教育法第1条に規定する幼稚園及び児童福祉法第39条第1項に規定する保育所を言います。(法第7条)
特定教育・保育施設	市町村長が施設型給付費の支給に係る施設として確認する「教育・保育施設」を言い、施設型給付を受けず、私学助成を受ける私立幼稚園は含まれません。(法第27条)
施設型給付	認定こども園・幼稚園・保育所(教育・保育施設)を通じた共通の給付。(法第11条)
特例施設型給付	支給認定日以前に特定教育・保育を利用した場合や、特別利用保育又は特別利用教育を利用した場合の給付。(法第28条) ※特別利用保育:3歳以上の教育認定子どもに対して保育を提供することです。 ※特別利用教育:3歳以上の保育認定子どもに対して教育を提供することです。
地域型保育事業	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育及び事業所内保育を行う事業。(法第7条)
特定地域型保育事業	市町村長が地域型保育給付費の支給に係る事業を行う者として確認する事業者が行う「地域型保育事業」を言います。(法第29、43条)
地域型保育給付	小規模保育や家庭的保育等(地域型保育事業)への給付。(法第11条)
特例地域型保育給付	支給認定日以前に地域型保育を利用した場合や、特別利用地域型保育又は特定利用地域型保育を利用した場合の給付。(法第30条) ※特別利用地域型保育:3歳以上の教育認定子どもに対して地域型保育を提供することです。 ※特定利用地域型保育:3歳以上の保育認定子どもに対して地域型保育を提供することです。

<p>保育の必要性の認定</p>	<p>保護者の申請を受けた市町村が、国の策定する客観的基準に基づき、保育の必要性を認定した上で給付を支給する仕組み。(法第9条)</p> <p>※就労、妊娠・出産、保護者の疾病・障がい、同居又は長期入院等している親族の介護・看護、災害復旧、求職活動、育児休業(継続利用に限る。)、就学など</p>
<p>認定区分(教育・保育給付認定)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・1号認定子ども： 満3歳以上の学校教育のみ(保育の必要性なし)の就学前子ども ・2号認定子ども： 満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども(保育を必要とする子ども) ・3号認定子ども： 満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども(保育を必要とする子ども)
<p>確認制度</p>	<p>給付の実施主体である市町村が、認可を受けた教育・保育施設及び地域型保育事業に対して、その申請に基づき、各施設・事業の類型に従い、市町村事業計画に照らし、1号認定子ども、2号認定子ども、3号認定子どもごとの利用定員を定めた上で給付の対象となることを確認する制度。(法第31条)</p> <p>※認可については、教育・保育施設は都道府県、地域型保育事は市町村が行います。</p>
<p>地域子ども子育て支援事業</p>	<p>利用者支援事業、地域子育て支援拠点事業、妊婦健康診査、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、子育て短期支援事業、子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)、一時預かり事業、延長保育事業、病児保育事業、放課後児童健全育成事業、実費徴収に係る補足給付を行う事業、多様な事業者の参入促進・能力活用事業。(法第59条)</p>